

計量制度見直し説明会
<政省令改正にともなう自動はかりの検定実施>
(平成30年2月版)

平成30年2月

経済産業省
産業技術環境局
計量行政室

＜目次＞

1. 計量制度の概要

我が国の計量に関する法制度について

2. 計量制度見直しの検討スケジュール

／計量行政審議会答申

(今後の計量行政の在り方－次なる10年に向けて－)

3. 改正の概要

3-1 自動はかりに対して新たに検定を実施

3-2 指定検定機関の指定に器差検定を中心に行う区分を追加

1. 計量制度の概要

(我が国の計量に関する法制度について)

計量法の沿革・計量法をとりまく背景

規制緩和に伴い
計量の実務が
官から民へ

○明治 24 年：度量衡法制定

- ・あらゆる計量器を規制対象、免許制、全品検査

○昭和 26 年：計量法制定

- ・規制対象計量器を削減、免許制→許可制

○昭和 41 年：計量法改正

- ・規制対象計量器を 39 器種→18 器種、許可制→登録制

○平成 5 年：新計量法の施行

- ・事業者検定の許容
- ・規制外計量器の自主的校正制度

○平成 12 年：地方分権一括法による自治事務化

●計量法上の地方自治体の事務を自治事務へ

- ・自治体職員の計量教習所受講義務付け廃止

現在の計量行政における実態を踏まえた、
計量制度の改善の要請

- ・計量士・計量専門職員の育成の問題
- ・使用者ニーズの多様化への対応の要請

新計量法の施行から 20 年以上経過する中、
技術の進歩や社会環境が変化

- ・新たな計量器への対応の必要
- ・現在の規制対象計量器への対応の必要

製品開発、試験評価などにおいて高い技術力を有する民間活力の活用推進が期待される

計量法の目的と制度の体系について

計量基準(単位)を定め、適正な計量の実施を確保することにより、経済の発展及び文化の向上に寄与

適正な計量の実施の確保：正確な計量器を使用し、正しく計量すること

規制による適正な計量の実施の確保

計量器のうち国民の生活に關係の深いものを国が特定計量器として指定。特定計量器の使用者がこれを取引・証明に用いる場合、国や自治体等が精度を確認した計量器を使用すること等を義務づけることで、正確な計量を確保。

*「特定計量器」

電気・ガス・水道メーター、非自動はかり、体温計、タクシーメーター、燃料油メーター等18品目を指定。それぞれに技術基準を規定。

計量器
巻尺、時計、
目盛付タンク
など

特定
計量器

自主的取り組みによる 適正な計量の実施の確保

計量器の精度を確認する方法として計量法トレーサビリティ制度（JCSS）を国が定め、この制度に基づく校正能力のある事業者を校正事業者に登録。

計量器の使用者は、自主的にこの校正事業者を利用して計量器の精度を確認し、正確な計量を確保。

正確な特定計量器等の供給

特定計量器の製造事業者は、技術基準を満たす計量器を生産する義務。技術基準を満たしているか否かは、産業技術総合研究所や都道府県が確認。

自主的な計量管理

国が特定計量器の精度確認ができると認めた事業者や計量士は、特定計量器の精度を確認することができる。

計量証明制度

企業等が環境規制を遵守しているか否か等について、都道府県に登録した事業者が計量し、証明書を発行。大気・水・土壤の濃度などを分析し、計量証明を行おうとする事業者に登録要件を義務付け、適正な計量を確保する制度。

実効性確保 国や自治体は、事業者や使用者に対して報告徴収、立入検査が可能。

特定計量器とは

～適正計量の実施を確保するための計量器の規制～

計量器注) のうち、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器（例：体温計、血圧計など）について、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定める計量器を「**特定計量器**」という。

特定計量器は、原則として「**検定**」に合格しないと取引・証明に使うことはできない。

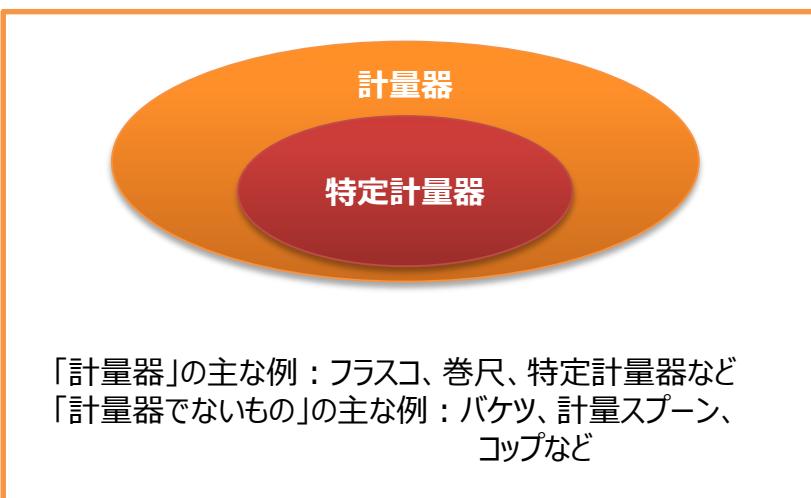
注：「計量器」とは、「長さ」、「質量」、「時間」等「計量」の対象となる量（「物象の状態の量」）を計るための器具、機械又は装置

特定計量器

タクシーメーター、質量計（非自動はかり、分銅等）、
温度計（ガラス製温度計、抵抗体温計等）、
体積計（水道メーター、燃料油メーター等）、
積算熱量計、電力量計、照度計、騒音計、
振動レベル計など18品目

使用規制

ユーザーは、取引・証明に特定計量器を用いるときは、原則として検定に合格したことを示す検定証印が付されたもの要用いなければならない。



「計量器」の主な例：フラスコ、巻尺、特定計量器など
「計量器でないもの」の主な例：バケツ、計量スプーン、コップなど

罰則

違反した場合は、罰則として6月以下の懲役又は50万円以下の罰金が課せられる。

特定計量器の検定・検査義務

※地方自治体、国、自治体が認めた機関等が検定・検査し、合格したものに証印

特定計量器は、次の検定・検査の技術基準に合格し、証印が付されたものでなければ、原則、取引・証明に使用できない。

①構造基準 表記事項（製造年、製造事業者名、目量、ひょう量など）、材質、性能（耐久性、耐環境、電磁環境など） ②器差（許容誤差）

検定証印

検定に合格

検定
(構造検定 + 器差検定)

特定計量器の使用者

型式承認

検定
(器差検定)

自己宣言



検定期限無し

圧力計、温度計など



検定期限有り

ガスマーター、水道メーター、自動車等給油メーターなど



10年 8年 7年



車両等に装置して検査し合格

定期的に検査



定期検査に合格

定期検査証済印

定期的に検査

タクシーメーター



1年

非自動はかり、分銅・おもり、皮革面積計



2年

1年

体温計、血圧計



譲渡等を行う時に検定が必要

家庭用特定計量器
(体重計、ベビースケール、調理用はかり)

2. 計量制度見直しの検討スケジュール ／計量行政審議会答申 (今後の計量行政の在り方 – 次なる10年に向けて –)

計量制度の見直しの検討スケジュール

平成28年	2月～3月	「計量制度に関する課題検討会」（3回開催） (事業者等からの要望及び論点整理)	
	5月～8月	計量行政審議会（総会（2回）、基本部会（3回）開催） 見直しの方向性を答申（案）としてとりまとめ（消費者等有識者を含めて審議）	
	9月～10月	審議会答申（案）パブリックコメント	自動はかりの使用者に該当する 関係省庁への説明・業界団体へ の説明会等を実施
	11月1日	計量行政審議会答申とりまとめ	
平成29年	4月～5月	政令改正案パブリックコメント	
	6月21日	政令公布	
	7～8月	省令改正案パブリックコメント	
	9月22日	省令公布 ／今後も政省令改正を段階的に行う（次年度以降を含む）	
	10月1日	政令施行 （一部条文は公布の日から施行）	

○「計量行政審議会 答申（今後の計量行政の在り方－次なる10年に向けて）」（平成28年11月1日とりまとめ）

http://www.meti.go.jp/committee/keiryo_gyosei/pdf/report001_01.pdf

○「計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令が閣議決定されました（平成29年6月16日）

<http://www.meti.go.jp/press/2017/06/20170616002/20170616002.html>

○「計量法施行規則等を一部改正しました（平成29年9月22日）

http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/32_seishoreikaisei_rireki.html#h29

計量行政審議会 答申<概要> 計量制度見直しの論点 – 3つの視点 –

我が国の計量制度は、昭和26年の計量法制定以降、各時代の要請に適切に対応しつつ変遷してきており、我が国の国民生活・経済社会における取引の信頼性を確保し、安全・安心の基盤として機能。

今般、計量行政における実態を踏まえ、改善が必要と考えられる計量制度見直しの 21 の論点を、以下の 3 つの視点から整理し、見直しの方向性を検討。

視点 1 : 民間事業者の参入の促進

適正計量の信頼性を確保しつつ、製品開発、試験評価、品質管理などにおいて高い技術力を有する民間の製造事業者・試験所等の参入や計量士の活用を促進するための見直しを検討する。

論点例

・論点 1

計量器開発の効率化
(型式承認における試験成績書受入れ)

・論点 2

国が検定実施を認めている指定検定機関への民間事業者参入の促進

視点 2 : 技術革新、社会的環境変化への対応

計量器の技術革新、計量制度をとりまく社会的環境変化に対応し、規制対象の見直し・新たな規制の導入等を検討する。

・論点 8

特定計量器として規制することを検討すべき計量器

視点 3 : 規制範囲・規定事項等の再整理・明確化

現在の規制に関して、その範囲・規定事項等を再整理又は明確化し、適切なものとするための措置を図る。

・論点 16

検定証印・定期検査済証印等の年号表記及び表示方法の統一

・論点 19

特殊容器使用可能商品の追加

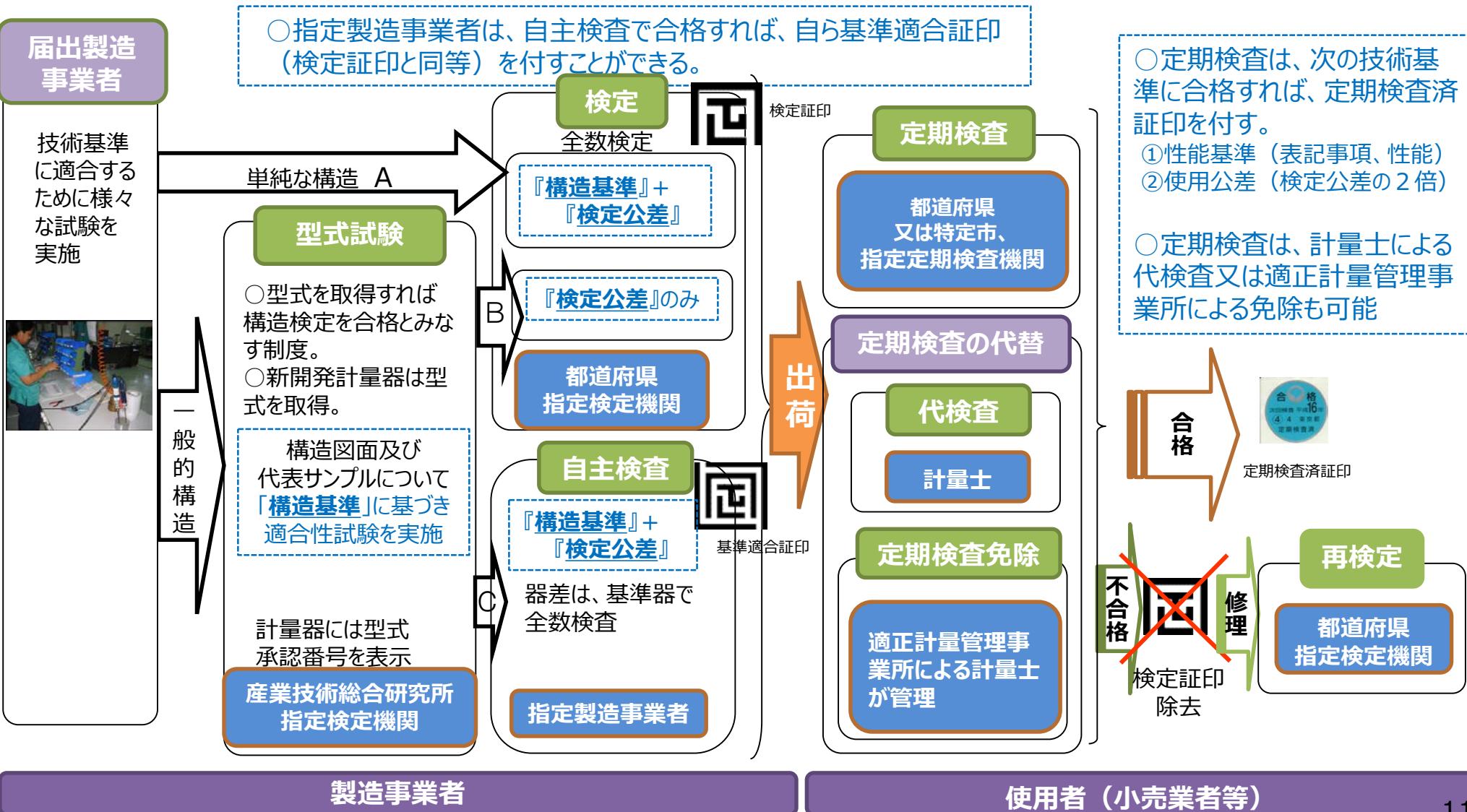
3. 改正の概要

(3-1 自動はかりに対して新たに検定を実施)

3 (参考) 特定計量器の検定等の流れ (例: 非自動はかり)

特定計量器は、次の検定・検査の技術基準に合格し、証印が付されたものでなければ、原則、取引・証明に使用できない。

①構造基準 表記事項 (製造年、製造事業者名、目量、ひょう量など)、材質、性能 (耐久性、耐環境、電磁環境など) ②器差 (許容誤差)



3-1 従来より検定を行っている質量計において自動はかりも新たに検定を実施

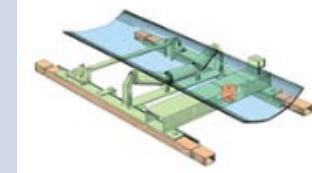
①特定計量器への追加【施行令第2条関係】

適正な計量の実施を確保するため、「自動はかり」を特定計量器へ追加

②使用の制限の特例【施行令第5条関係】

国際法定計量機関（OIML）において検定の技術基準が整備・確立し、かつ国内に流通量が多い**ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケール及び自動捕捉式はかり**の4器種を検定の対象とする。

※検定の対象となるのは取引又は証明に用いられているものに限る。

名称	ホッパースケール	充填用自動はかり	コンベヤスケール	自動捕捉式はかり
主な計量対象	穀物類、配合飼料等	食品、粉体、飼料、薬品等（小容量）	鉱物類、穀物類、飼料等	加工食品、飲料、薬品等
特徴	各種原料等をホッパーに流入している状態で質量を計量し、一定量（設定値）に達すると、ホッパーから下流へ排出	各種原材料及び製品を、一定の質量に分割して袋、缶、箱などの容器に充填（ランダムな質量を取捨選択して目的の質量にするタイプもある）	ベルトコンベヤで連続輸送される原料及び製品の受渡しの際に計量	箱、袋、缶などの形態で計量を行う。欠品等の判別や異物混入を選別する機能も備えている
具体例				

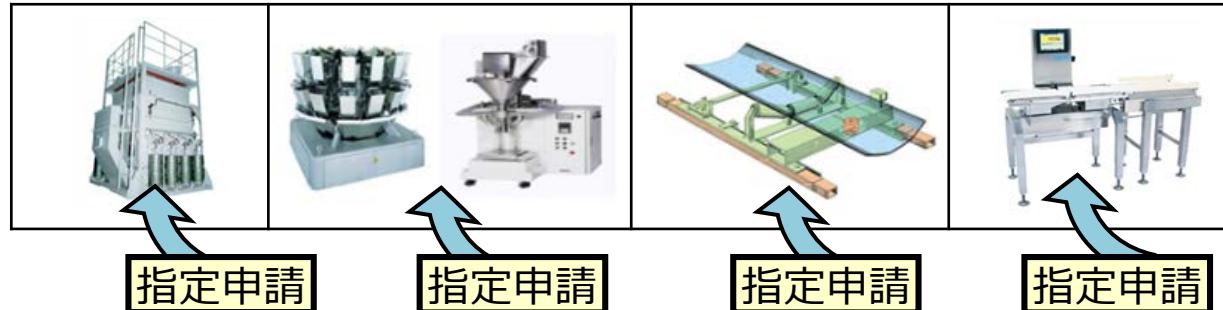
3-1 従来より検定を行っている質量計において自動はかりも新たに検定を実施

③指定検定機関の指定の区分の追加

【施行令第26条関係】

指定検定機関の区分は

- ・ホッパースケール
- ・充填用自動はかり
- ・コンベヤスケール
- ・自動捕捉式はかり の4器種それぞれの項目を設ける。



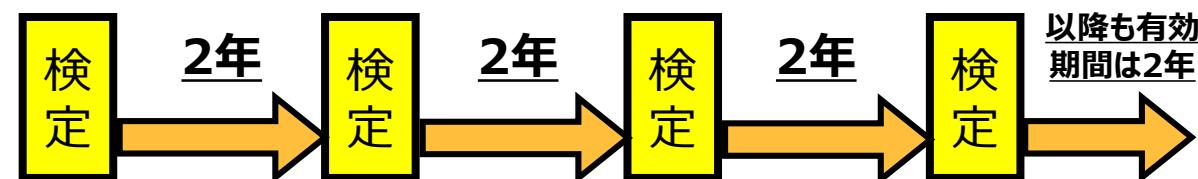
④検定証印等の有効期間の設定【施行令別表第3関係】

自動はかりの検定の**有効期間を2年**と設定。

ただし、**適正計量管理事業所**が使用する自動はかりの**有効期間は6年**とする。

〔※修理後等は有効期間に
 よらず従来通り検定が必要〕

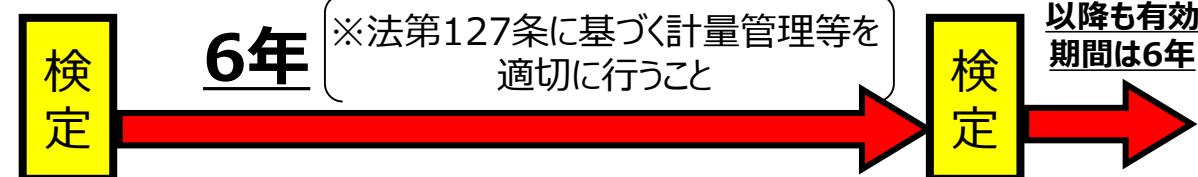
一般的な事業所



適正計量管理事業所



※特定計量器を使用する事業所であって、
 適正な計量管理を行うものとして指定された事業所



※有効期間の起算日は、検定を行った日の翌年度の4月1日

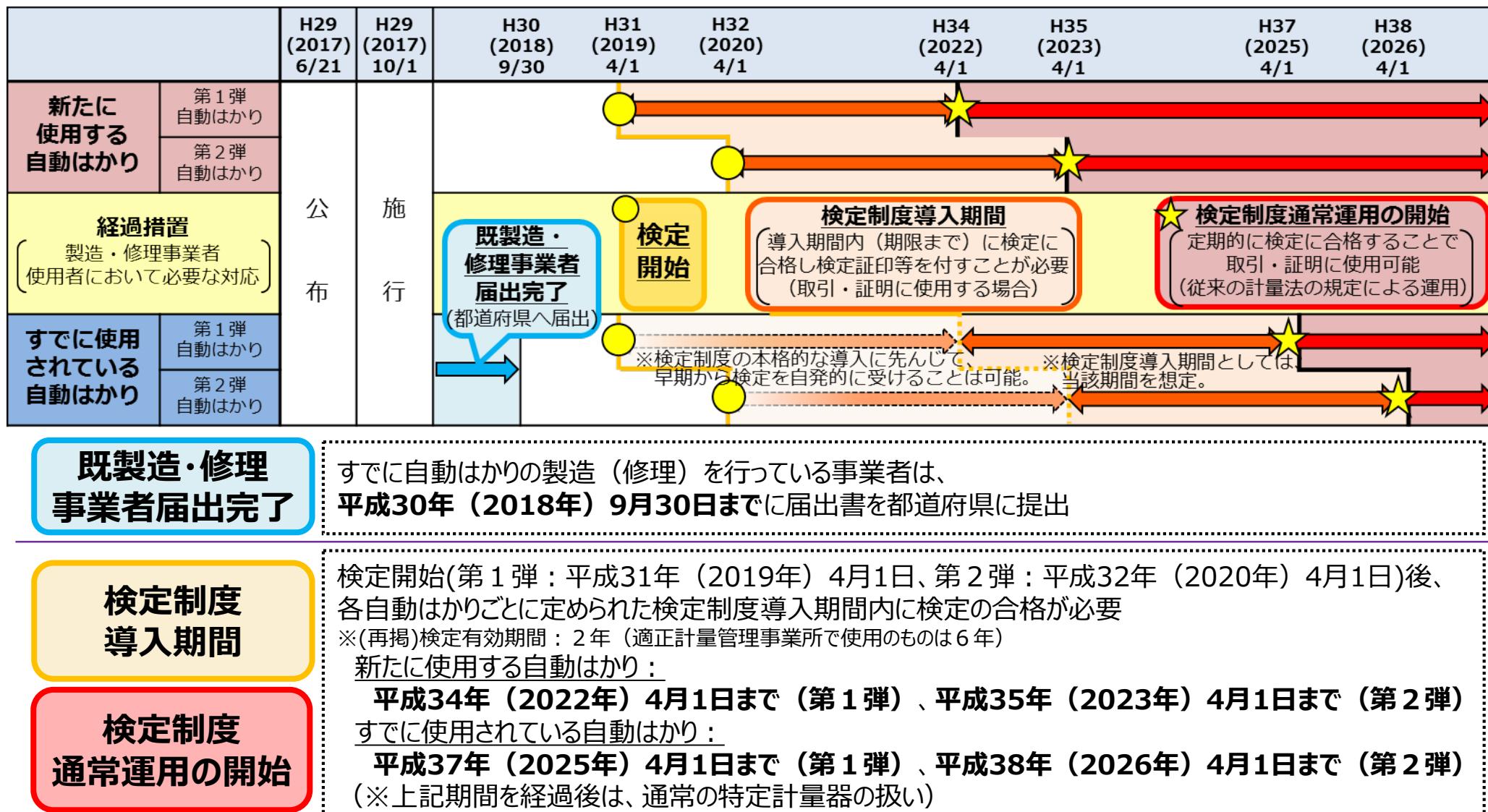
⑤検定の申請書の提出先に関する措置【施行令別表第4関係】

検定実施主体は**産業技術総合研究所、指定検定機関**を規定。

(型式承認を行う産総研、器差検定を中心に行う指定検定機関)

3-1 従来より検定を行っている質量計において自動はかりも新たに検定を実施

⑥経過措置：製造・修理事業者、使用者への影響を考慮し、段階的な猶予期間を措置



3-1 従来より検定を行っている質量計において自動はかりも新たに検定を実施

施行日：平成29年10月1日

	ホッパースケール	充填用自動はかり	コンベヤスケール	自動捕捉式はかり	その他の自動はかり
製造及び修理事業の届出区分に追加	○	○	○	○	○
	※原則として、取引又は証明に使用しているかどうかに関わらず、製造・修理の届出を行ってください				
検定実施(政令規定)	○	○	○	○	—
経過措置 (確認済証) ⇒	既に使用されている自動はかりについて、以下の期日までに検定を施し、確認済証を付す				
	平成38年(2026年) 3月31日まで			平成37年(2025年) 3月31日まで	
適正計量管理事業所(適管)での届出	○	○	○	○	○
経過措置	平成38年(2026年) 3月31日まで			平成37年(2025年) 3月31日まで	
既に適管の指定を受けている事業所で自動はかりを使用している場合、検定開始日(※)から右に示す期日まで、特定計量器の追加にともなう変更届を提出	平成38年(2026年) 3月31日まで			平成38年 (2026年) 3月31日まで	

※その他の自動はかりについては、平成31年(2019年)4月1日から

3-1 従来より検定を行っている質量計において自動はかりも新たに検定を実施 自動はかりの技術基準

技術基準（検定方法等）はJISで規定する

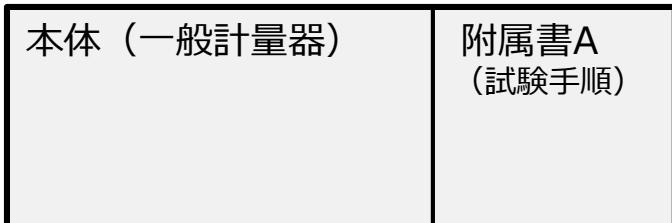
【スケジュール】（予定）

- 自動捕捉式はかり：平成30年（2018年）中にJIS改正公示
- その他の3器種：平成31年（2019年）以降順次JIS改正公示

【自動捕捉式はかりJIS(原案)の構成】

計量法に基づく技術基準として引用するため、これまでのJIS(製品JIS)に、要求事項を附属書として追加。

【これまでのJIS】



【計量法に係る要求事項】



※1 「すでに使用されている自動はかり」の技術基準は、「新たに使用する自動はかり」とは分けて規定し、これまで使用されていたことを踏まえた緩やかな要件とする。

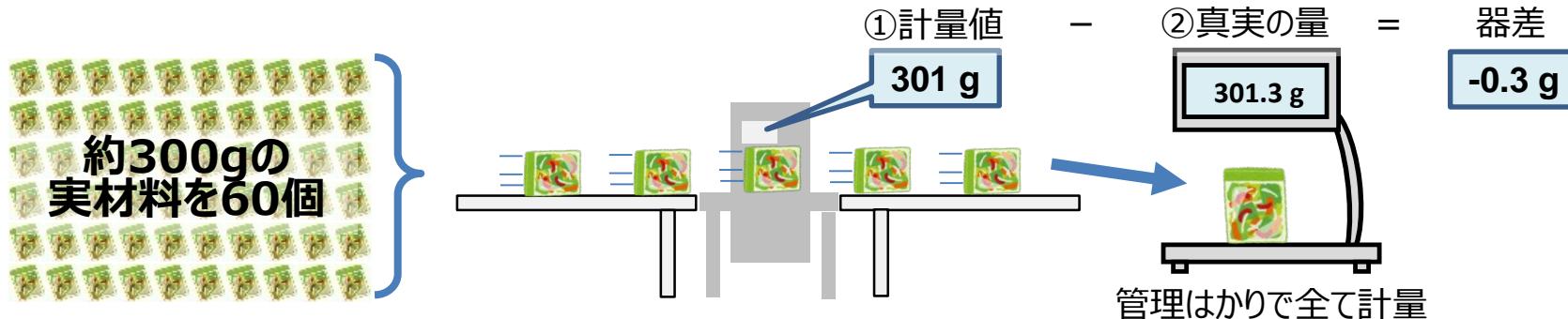
※2 計量法で規定する「軽微な修理」及び「簡易修理」の分類については、附属書JDに修理の事例を規定し、施行規則に引用する予定。

3-1 従来より検定を行っている質量計において自動はかりも新たに検定を実施 自動はかりの技術基準

【器差検定の方法】

- 荷重搬送システムを最大速度に設定し、ひょう量・最小測定量・検定公差の変わる点を含む4点に相当する質量の実材料等を計量。その計量値を真実の値（基準分銅で校正された管理はかりの計量値等）と比較し、器差が検定公差以内であることを確認。

例：自動重量選別機にて、約300gの実材料を用いて器差検定を行う場合



【検定公差の例*】	自動重量選別機 (新規はかり)	自動重量選別機 (既使用はかり)	質量ラベル貼付機 計量値付け機 (新規はかり)	質量ラベル貼付機 計量値付け機 (既使用はかり)
0g～500g	±0.5g	±1g	±1g	±1.5g
500g～2 000g	±1g	±2g	±1.5g	±2.5g
2 000g～10 000g	±1.5g	±3g	±2g	±3.5g

*検定公差は、精度等級やはかりの目量によって異なる。

- 計測回数(10～60回)は、はかりの種類(カテゴリ)、検査質量により異なる。
- 実材料(製品など)を用いた連続計量で検定を行うのが基本であるが、実施困難な場合は疑似材料(テストピースなど)を使用してもよい。
- 日常的に使用する計量範囲・動作速度が限られている場合、又は、周辺装置等の能力制限により最大能力が出ない場合は、使用上想定される範囲内での検定を行うことで、ユーザーの負担軽減及び検定の効率化を図る。

3-1 従来より検定を行っている質量計において自動はかりも新たに検定を実施 その他のよくある質問と回答

Q1. 全ての自動はかりが検定の対象となるのか。

A1. 自動はかりの使用者において、検定の対象となる4つの自動はかり（ホッパースケール・充填用自動はかり・自動捕捉式はかり・コンベヤスケール）に該当し、かつ当該自動はかりを取引又は証明に使用する場合は、検定の対象となる。

Q2. なぜ自動はかりは定期検査ではなく検定を受検することが必要なのか

A2. 定期的に行うものを検定とするか定期検査とするかについては、自動はかりの検定・検査が全国的に継続的かつ遅滞なく行われる体制を担保する制度とするために、実施者の機関として一定の要件を設けることとすることにより、その実施者を指定検定機関（又は産業技術総合研究所）とし、定期的に検定を行うこととしている。

Q3. 所有している自動はかりが、検定の規制対象となる自動はかり4器種に該当するかはどう判別するのか。

A3. 原則、国際規格であるOIMLを基礎とした各種JISの定義に基づくこととなる。今後、製造事業者及び使用者等の実態も踏まえ、必要に応じて個別に判断をすることも予定。

3-1 従来より検定を行っている質量計において自動はかりも新たに検定を実施 その他のよくある質問と回答

Q4. 指定検定機関の検定手数料はどうなるのか。高額となり負担増となるのでは。

A4. 指定検定機関の検定手数料は、民間団体である指定検定機関が市場競争の中で個別に決定することとなる（認可制）。なお、産総研における検定手数料は、今後手数料令で規定する（平成30年度を予定）こととしているため、これが一定の参考になりうる。

Q5. 自動はかりは、大型設備でラインに備え付けのものがほとんどであるため、器差不良による不合格の場合、その場で器差調整して再検査を受けて合格しないとライン全体が停止してしまう。

A5. 既に使用されている自動はかりの構造検定の一部省略や従来のメンテナンスと連携した実施も含め、検定の受検に際して今後行う具体的な仕組みの整備とあわせて、検定での使用者への新たな負担を可能な限り軽減する取組を整備していく予定。

Q6. 「すでに使用されている自動はかり」・「新たに使用する自動はかり」の「すでに」・「新たに」とは、どの日を基準としたものなのか。

A6. 対象の自動はかりが、検定証印が付されていない状態で、下記の日付以前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用している場合は「すでに使用されている」自動はかりとなり、それ以外の場合は「新たに使用する」自動はかりとなる。

第一弾自動はかり（自動捕捉式はかり）：平成34年（2022年）3月31日

第二弾自動はかり（ホッパースケール等の3器種）：平成35年（2023年）3月31日

3-1 従来より検定を行っている質量計において自動はかりも新たに検定を実施 その他のよくある質問と回答

Q7.適正計量管理事業所の指定を廃止した場合の自動はかりの有効期間の取扱いについて、検定から2年を経過していた場合には、適管の廃止届の提出と同時に自動はかりの検定の有効期間が超過しているとの扱いとなるのか。

A7. 適正計量管理事業所の廃止と同時に自動はかりの有効期間は2年となり、前回検定から2年を経過した場合には有効期間超過となる。当該自動はかりについては、取引又は証明に使用した場合、法第16条の違反。

Q8.適正計量管理事業所において、自動はかりを管理対象とした場合の自主検査（施行規則第75条第2項第2号）の開始時期はいつからが適切か。

A8. 自動はかりを所有する適正計量管理事業所においては、施行規則で定める日（自動捕捉式はかりの場合は平成37年（2025年）3月31日。自動捕捉式はかり以外の自動はかりの場合は平成38年（2026年）3月31日。）までに、自動はかりの特定計量器の追加に伴う適正計量管理事業所の変更届を提出する必要がある。その変更届を提出した日以降、自主検査が必要となる。

※ (参考) 取引・証明について

※主として自動はかりの使用者の方向けに、「取引」／「証明」の考え方に関する理解を深めていただくために、一般的な考え方を示したものです。

参考1. 「取引」「証明」とは

検定対象4器種に該当する自動はかりを
取引又は証明に使用する場合は検定を受検する必要があります。

計量法第2条第2項

取引：有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付
を目的とする業務上の行為

証明：公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること

(参考) 計量法関係法令の解釈運用等について(平成29年3月)

1 「取引」「証明」等の定義の解釈について

(1) 「取引」とは

有償、無償を問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為。

(2) 「証明」とは

公的機関自らが行い、若しくは公的機関に対して、公に又は業務上(反復継続的に)他人(証明を行う者以外の者)に対して計量されるものが一定の物象の状態の量を有するという事実(特定の数値までを含むことを要するものではなく、ある一定の水準に達したか、達していないかという事実も含まれる。)について真実であるということを表明すること。参考値を示すなど、単なる事実の表明は含まれない。

参考2. 取引又は証明のための計量に該当／非該当事例（一般例）

	該当する場合	該当しない場合
取引	<ul style="list-style-type: none">・食肉販売に際しての質量の計量・ガソリン販売に際しての体積の計量・タクシーの料金算出に際しての距離の計量・農家が庭先で農産物を販売する際の質量の計量・服地販売に際しての長さの計量・倉庫に物品を保管する際の保管料算定のための長さ及び体積の計量・宅配便等小包料金算定の際の質量及び長さの計量・委託加工賃を物品の質量によって決定する際の質量の計量・店舗の賃貸料を決定する際の面積の計量	<ul style="list-style-type: none">・製造事業者が生産工程において内部的に行う各種の計量（材料の調合、長さのチェック等）・家庭内の計量（日曜大工で棚を作る際に板の長さを計量、お菓子づくりの際の小麦粉の質量の計量等）・友人間等での単発の物品のやりとりの際に行う計量（業務上とは認めがたいもの）・たまたま隣人に米を分ける際に行う計量
証明	<ul style="list-style-type: none">・地方自治体が一般に公表するために行う濃度等の計量・国税庁が行う酒税賦課のためのアルコール濃度の計量・土地の登記に際して行う面積の計量・工場等が行政機関に報告するために行う排水量の計量・病院や学校において行われる体重測定の結果が、健康診断票に示され通知、報告等される場合の体重の計量	<ul style="list-style-type: none">・客に体重を計ってもらうために店頭に設置されたはかりを使用しての体重の計量（単なる自己の健康管理用）・研究所等が内部的に行う各種の計量

参考3. 自動はかりの取引又は証明の該当しない事例

該当しない場合

・商品の製造工程管理に係る計量その他内部的な行為であって、業務上その結果が他人に表明されない計量

例えば、原材料の配合量を商品等に表示しない場合であって、取引先との契約の要件にも該当しない場合における、商品等の製造工程上の計量。

・社内におけるデータ蓄積を目的として行われる計量

例えば、社内の生産管理等に使用するために、質量結果をデータとして蓄積し、個々のデータを対外的に公表しない場合の計量。

・商品等の取引に用いる際に行われる計量の前段階に目安として行う計量

例えば、工場内で包装商品を製造する過程で、包装商品の最終的な計量を行う前段階で、おおよその目安としての計量を行っている場合。



上記のような場合に使われる自動はかりは
検定の対象ではありません。

参考4. 取引・証明に関するQ & A

Q1：自動はかりで計量の後、非自動はかりでサンプル検査をしている場合、当該自動はかりによる計量は取引又は証明のための計量に該当するのか？

A1：

非自動はかりでの確認がサンプル検査であり、個々の商品等の一部しか確認しない場合、自動はかりでの計量は、取引又は証明のための計量に該当する。

Q2：商品等の売手と買手の双方がともに計量を行っている場合、取引又は証明のための計量に該当するのは、売手と買手のどちらによる計量が該当するのか？

A2：

個々の取引形態や契約によるが、一般的には、売手と買手のうち計量結果における最終的な責任を負っている方が、取引又は証明のための計量を行った者となる。

Q3：親会社と子会社間の取引や同一法人内の支店同士の取引に使用するための計量は、取引又は証明のための計量に該当するのか？

A3：

親会社と子会社間の取引は、一般的には、内部管理にあたると考えられないため、取引又は証明に該当する。

同一法人内の取引については、一般的には、内部管理にあたると考えられるため、取引又は証明に該当しない。

参考4. 取引・証明に関するQ & A

Q4：自動はかりで計量後、非自動はかりで1個ずつ全数確認している場合、当該自動はかりによる計量は取引又は証明のための計量に該当するのか？

A4：

全ての商品について、非自動はかりで計量を行い、その計量結果を取引又は証明に使用している場合には、一般的には、非自動はかりによる計量が取引又は証明に該当する。

Q5：自動はかりによる計量は、商品の過重、軽量品の選別にのみ使用している場合、当該自動はかりによる計量は取引又は証明のための計量に該当するのか？

A5：

当該自動はかりの前後の工程で使用されている自動はかりが、取引又は証明に使用されているのであれば、過重、軽量品の選別にのみ使用している当該自動はかりは、一般的には、取引又は証明のための計量に該当しない。

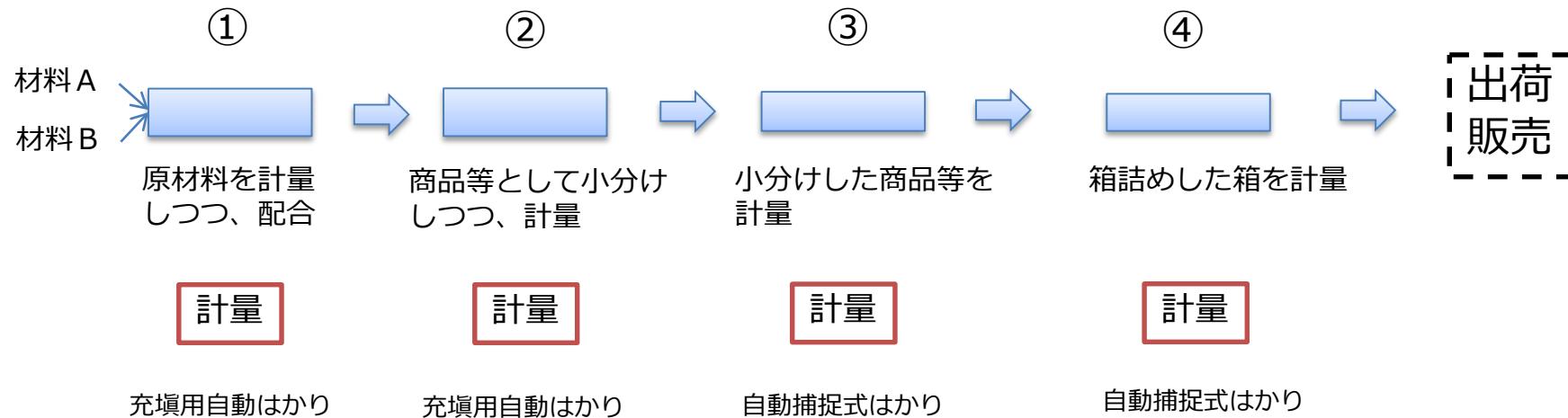
Q6：複数の段階で計量を行っている場合、どの段階での計量が取引又は証明のための計量に該当するのか？

A6：

どの段階での計量が取引又は証明に該当するかは、個々の商品や契約の要件等により異なるものと考えます。次ページに基本的な考え方を示しますので、判断の参考にして下さい。

(参考) Q 6 の基本的な考え方

例：スナック菓子（1袋（内容量100 g））を同一工場内で製造、販売する場合における計量を想定した場合の考え方。



上記の工程で商品を製造・販売している場合、一般的には③の段階における自動捕捉式はかりにおける計量結果が取引又は証明に使用されると考えられるが、①～④における計量が取引又は証明に該当するかどうかの一般的な考え方は、下記のとおり。

①一般的には、該当しない。

※工程管理に係る計量その他内部的な行為であって業務上その結果が他人に表明されない計量は含まれない。

②該当する場合 = ②の段階で行った計量結果を取引又は証明に使用している場合

該当しない場合 = ③以降の段階で行った計量結果を取引又は証明に使用している場合

③該当する場合 = ③の段階で行った計量結果を取引又は証明に使用している場合

該当しない場合 = ②又は④の段階で行った計量結果を取引又は証明に使用している場合

※②、③の段階において、同一の商品を全数計量し、その計量結果を取引又は証明に使用している場合は、②又は③のいずれかの自動はかりについて検定を受検し、合格すれば良い。

④該当する場合 = ④の段階で行った計量結果を取引又は証明に使用している場合

該当しない場合 = ②または③の段階で行った計量結果を取引又は証明に使用している場合や④の計量結果を取引又は証明に使用していない場合

参考4. 取引・証明に関するQ & A

Q7：最終商品を個数や枚数で取引をしているが、製造工程の内部管理用の確認用途

（原材料の計量、製品の過不足確認、社内規格との適合確認など）として、質量を計っている場合、当該質量を計量する自動はかりは、取引又は証明のための計量に該当するのか？

A7：

一般的には取引又は証明に使用されていないと考えられるが、当該自動はかりによる計量の結果が契約の要件になっている場合は、該当する場合がある。

3. 改正の概要

(3-2 指定検定機関の指定に器差検定を中心に行う区分を追加)

3-2 指定検定機関の指定に器差検定を中心に行う区分を追加

施行日：平成30年4月1日（非自動はかり及び燃料油メーター）、平成30年7月1日（自動捕捉式はかり）、
平成31年（2019年）7月1日（ホッパースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケール）

①器差検定を中心に行う指定検定機関の指定申請が可能に

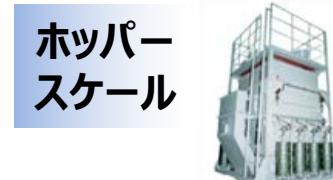


⇒器差検定を中心に行う
指定検定機関を指定へ
(一部の構造検定は行うものとする)

○指定区分

- ・**非自動はかり**
- ・**自動はかり**（下記4器種）
- ・**燃料油メーター**（※）

※自動車の燃料タンク等に燃料油を充填するための機構を
有するものであって、給油取扱所に設置するものに限る



<固有の要件>

- ・一般計量士3名以上含む6名以上で
要件を満たす者が検定を実施
- ・日本全国で検定業務を行うことが
原則だが、地域ブロックでの指定が可能
など



『器差検定を中心に行う』とは（例：非自動はかりの場合）

器差検定を中心に行う指定検定機関において行うことができる試験

○器差検定

○構造検定(一部)

・個々に定める性能の技術上の基準に係る試験

・表記の確認 等

正味量 風袋計量装置 繰り返し性 偏置荷重

感じ 零点設定装置の精度 風袋引き装置の精度

現行所有設備要件

- ・基準分銅
- ・基準はかり

- ・恒温恒湿装置
- ・静電気放電試験装置
- ・瞬時停電検査装置
- ・電源ノイズ特性試験装置
- ・電磁波障害試験装置

器差検定を中心に行う
指定検定機関が所有しなければ
ならない設備は
・基準分銅 ・基準はかり のみ

構造検定（一部を除く）を
行うための専用装置は不要

3-2 指定検定機関の指定に器差検定を中心に行う区分を追加

②指定検定機関の中立性・独立性を担保する基準を明確化

現行の指定基準では、中立性・独立性を担保する基準として、「指定検定機関と検定を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと」としているが、今回の改正により、その基準を詳細に規定

- ①検定を受ける者が、指定検定機関の親法人でないこと
- ②指定検定機関の役員に占める、
検定を受ける者の役員・職員の割合が2分の1を超えないこと
- ③指定検定機関の代表が、検定を受ける者の役員・職員でないこと
- ④検定実施部門が部門として独立していること
- ⑤検定実施部門の役員・職員が、検定に影響を与える
他部門の役員・職員を兼ねないこと



制度の信頼性を担保した上で指定検定機関への民間参入を促進

※ (参考) 政省令改正の概要

計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令について <改正のポイント>

公布日：平成29年6月21日 施行日：平成29年10月1日
(ただし、(2)特殊容器使用商品の追加に関する改正は、公布の日に施行。)

(1)従来から検定を行っている質量計において 自動はかりも新たに検定を実施

①特定計量器【施行令第2条関係】

「自動はかり」を特定計量器とする

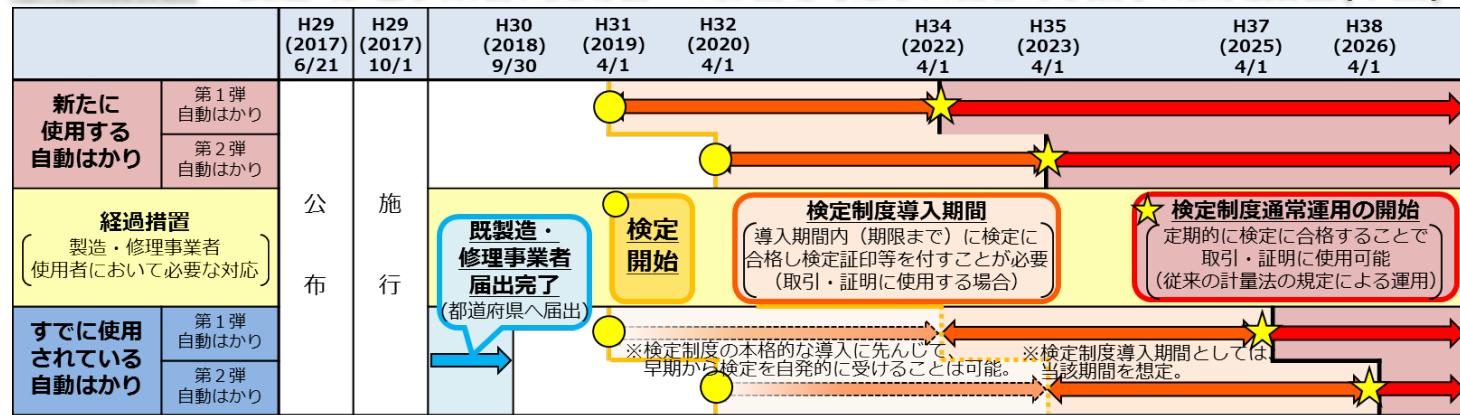
②使用の制限の特例【施行令第5条関係】

「ホッパースケール」「充填用自動はかり」「コンベヤスケール」

「自動捕捉式はかり」の4器種を検定の対象へ

第1弾自動はかり	第2弾自動はかり
自動捕捉式はかり	ホッパースケール
第2弾自動はかり	第2弾自動はかり
充填用自動はかり	コンベヤスケール

⑥経過措置：製造・修理事業者、使用者への影響を考慮し、段階的な猶予期間を措置(下図)

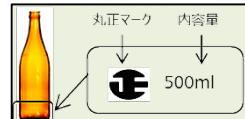


(2)特殊容器の使用可能商品の追加

【施行令第8条関係】

特殊容器の使用可能商品のうち、酒類について、酒税法で規定された酒類の定義にあわせる改正

※発泡酒などの酒類が新たに使用可能に。



(3)国立研究開発法人産業技術総合研究所が行う型式承認手数料の見直し

①申請者が試験成績書を添付した場合の手数料の減額措置【手数料令第4条関係】

要件を満足した試験成績書を添付した場合における手数料の減額措置

②電子化・情報化等の技術革新等に伴う試験項目の見直し【手数料令別表第4関係】：

一律金額を一部見直し、必要な試験項目の手数料を合算方式へ

④その他:平成5年令制定時における非自動はかり等の定期検査の免除期間特例措置の廃止

(表示年月が平成31年3月以前の検定証印等が付されたもの(定期検査済証印又は計量証明検査済証印が付されたものを除く)の特例措置とする)等

計量法施行規則の一部を改正する省令等について <改正の概要> 公布日：平成29年9月22日

(1) 指定検定機関の指定に器差検定を中心に行う区分を追加【施行日：平成30年4月1日（自動はかりの区分は別の日に施行）】

① 器差検定を中心とした指定検定機関の指定申請が可能に

＜区分＞	＜固有の要件＞
・非自動はかり	・一般計量士3名以上含む6名以上で
・自動はかり（4器種）	要件を満たす者が検定を実施
・燃料油メーター (一部のもの)	・地域ブロックでの指定が可能 など

② 指定検定機関の中立性・独立性の担保

中立性・独立性を担保する観点から基準を規定

- ・検定を受ける者が指定検定機関の親法人でないこと
- ・検定の実施部門が部門として独立し、役員・職員は、検定の実施部門と検定を受ける者の検定に影響を与える他の部門を兼ねないこと、など

(2) 自動はかりに関する所要の見直し【施行日：平成29年10月1日】

① 製造及び修理事業の届出区分に自動はかりの区分を5項目追加

- ・ホッパースケール
- ・充填用自動はかり
- ・コンベヤスケール
- ・自動捕捉式はかり
- ・その他の自動はかり

② 経過措置

すでに使用されている自動はかりについては、その旨の証を検定時に検定証印にあわせて付する（※構造検定の一部を省略予定）

- ・自動捕捉式はかり：平成37年（2025年）3月31日までに付する
- ・ホッパースケール、充填用自動はかり、

コンベヤスケール：平成38年（2026年）3月31日までに付する

③ 自動はかりを使用するすべての適正計量管理事業所での届出

計量管理の方法等の届出が必要なため、一定の届出期間を設定

(3) 型式承認の試験成績書の受入れ【施行日：平成29年10月1日】

産業技術総合研究所が行っている型式承認において、以下①・②のいずれかが発行した試験成績書の全部又は一部を書面の審査として受入れ可能に

- ① NITEによるISO/IEC17025の認定を受けた試験所（非自動はかり）
- ② OIML加盟国の型式承認機関（非自動はかり及び燃料油メーター）
(※あわせて、試験成績書を添付した場合の減額について規定)

(4) 一般計量士の資格認定コースの実務経験期間の短縮

資格認定に必要な実務経験期間を、現行の5年から、最短2年（質量に係る計量）とする。

(5) 電磁的記録媒体による提出の導入

JCSS、MLAP、その他計量法関連における申請手続において、CD-R、DVD-Rによる提出が可能に

(6) 検定証印等の年号表記及び表示方法統一

- ・和暦表記を改め、西暦表記へ（平成31年に西暦へ統一）
- ・自治体等ははり付け印を選択可能に、
指定検定機関ははりつけ印へ移行

(7) 指定製造事業者へのISO9001の活用

指定製造事業者の指定における品質管理基準をISO9001へ整合、指定に際しISO9001認証結果の活用が可能に

（※その他の省令改正（下記の事項等を改正）

- ・基準器検査の申請の際に添付できるJCSS校正証明書の有効期間（30日以内）を明確化
- ・JCSS登録区分「時間及び周波数」に「回転速度」を追加

配布資料について

※今回の内容を含む計量制度見直しの最新情報・関連資料等については、
経済産業省の計量行政ホームページに掲載しております。
ぜひ御参照いただけますようお願いいたします。

<経済産業省 計量行政ホームページ>

http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/keiryougyousei.html